

## 大学スキー研究会会則

### 【第1章 総則】

- 第1条 本会は大学スキー研究会と称する。(以下本会と称する。)
- 第2条 本会は八王子市東中野742-1中央大学保健体育研究所に置く。
- 第3条 本会はスキーの技術および指導法の科学研究と、大学体育におけるスキーの普及向上を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1.スキーの技術指導法の研究
  - 2.大学体育におけるスキーコース運営に関する研究
  - 3.スキー用具、施設並びにスキー場に関する研究
  - 4.会誌の発行
  - 5.研究会、講習会等の開催
  - 6.その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 【第2章 会員】

- 第5条 本会の会員は正会員、賛助会員とする。
- 第6条 正会員は大学・短期大学等の教育機関の教員とする。正会員希望者は正会員1名の紹介により入会申し込みをし、幹事会の承認を得たとき正会員となる。入会に当たっては別表に定める所定の金額を納入するものとする。
- 2 正会員は会費を納め、総会における選挙権を有し、本会の行う行事から利益を受けることができる。
- 第7条 賛助会員は個人または法人にして本会の趣旨に賛同し、本会の行う事業を援助するために賛助会費またはこれに相当する物件を納めた者とする。
- 第8条 会員が退会を希望するときはその旨を本会に届け出るものとする。
- 第9条 会員で下の各項に該当するものは会員の資格を失う。
- 1.会費を2年間滞納した者
  - 2.本会の名誉を著しく汚損した者

### 【第3章 役員】

- 第10条 本会に次の役員をおく。
- 1.会長 1名
  - 2.副会長 2名以内
  - 3.幹事長 1名
  - 4.副幹事長 2名以内
  - 5.幹事 12名程度
  - 6.常任幹事 8名程度
  - 7.監事 2名
- 第11条 会長、副会長は幹事会が推挙し総会で承認する。会長は本会を代表し総会、幹事会を招集しその議長となる。副会長は会長を補佐し会長事故あるときまたは、欠けたるときはこれを代理する。
- 第12条 幹事は総会において正会員の互選により選出する。幹事は幹事会を構成し別に定める事項につき審議、議決する。
- 第13条 幹事長、副幹事長は幹事の互選により選出する。幹事長は常任幹事会を招集しその議長となる。また総会、幹事会、常任幹事会の決するところに従い会務を執行する。副幹事長は幹事長を補佐し幹事長事故あるときまたは、欠けたるときはこれを代行する。
- 第14条 常任幹事は幹事の互選により選出する。常任幹事は常任幹事会を構成し、別に定める事項の審議、議決を行うとともに公務を掌理する。
- 第15条 監事は幹事の互選により選出する。監事は本会の会計および会務を監査する。
- 第16条 役員任期は2年とする。但し重任は妨げない。
- 第17条 本会に名誉顧問および名誉会員をそれぞれ若干名置くことができる。
- 2 名誉顧問および名誉会員は幹事会の議を経て会長が推挙する。

- 3 名誉顧問および名誉会員からは年度会費は徴収しないものとする。

### 【第4章 運営】

- 第18条 本会を運営するため総会、幹事会、常任幹事会を開く。
- 第19条 総会は毎年1回開き、また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は幹事会の議を経て会長がこれを招集する。総会を招集するには10日以前に議題、日時、場所を示すことを要する。
- 第20条 総会では次の事項を審議、決定する。
- 1.予算、決算に関する事項
  - 2.役員を選出
  - 3.会務の報告
  - 4.会則変更に関する事項
  - 5.その他幹事会が必要と認めた事項
- 第21条 総会の議事は出席者の過半数で決定する。但し会則変更を行う場合には出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 第22条 幹事会は会長、副会長、幹事で組織し、総会の審議事項以外の一切の事項について審議決定する。
- 2 幹事会は会長が必要と認めたとき、または幹事会の過半数から請求があったとき会長がこれを招集する。
- 3 幹事会は委任状を含めて2分の1以上の出席がなければ成立しない。また議事は出席者の過半数の同意がなければ決定できない。
- 第23条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事で組織し、総会および幹事会より委託された事項につき審議決定する。会長、副会長はこれに出席することができる。
- 2 常任幹事会は幹事長が必要と認めたときこれを招集する。
- 3 常任幹事会は委任状を含めて2分の1以上の出席がなければ成立しない。また議事は出席者の過半数の同意がなければ決定できない。

### 【第5章 会費・資産および会計】

- 第24条 年会費は、別表に定める通りとする。
- 第25条 本会の資産は基本財産、会費およびその他の収入で構成される。本会の経費は基本財産から生ずる収入、会費およびその他の収入を以て、これにあてる。本会の基本財産は総会の議を経なければ処分することができない。
- 第26条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。
- 第27条 如何なる理由によっても既納の会費は返却しない。

### 【附則】

- 第28条 本会の会務執行に関する細則は幹事会の議を経て別に定める。

昭和 48.01.11 改正  
昭和 54.11.30 改正  
昭和 59.01.10 改正  
平成 05.01.11 改正  
平成 06.01.10 改正  
平成 09.10.07 改正  
平成 10.10.06 改正  
平成 14.10.13 改正  
平成 18.01.07 改正  
平成 23.01.06 改正  
2018 (平.30) .01.04 改正  
2023 (令.5) .03.22 改正

大学スキー研究会  
入会金および年会費に関する  
＜別表＞

1. 入会金

正会員 2,000 円

2. 年会費

2-1 正会員 年額 5,000 円

2-2 賛助会員 年額 5,000 円以上

またはこの金額に相当する物件

ただし、正会員の年額について、自動引き落としによる払い込みの場合、当面の間3,000円に据え置くこととする。

2018.01.04 総会承認